

平成 27 年 5 月 15 日

インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則に関する細則

平成 27 年 月 日制定

(目的)

第 1 条 この細則は、インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(インフラ関連資産等の評価方法)

第 2 条 規則第 6 条において準用する不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則（以下、「不動産投信等規則」という。）第 6 条第 2 項及び第 7 条第 2 項に規定する細則で定める評価方法は、投資信託委託業者（以下「委託業者」という。）が当該資産を組成する資産毎に、それぞれの資産の種類に応じて規則第 5 条及び第 7 条、不動産投信等規則第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項の規定に基づき評価した価額を合計した額に基づき評価する方法とする。

(資本的支出)

第 3 条 規則第 23 条に規定する細則で定める資本的支出は、インフラ投資信託又はインフラ投資法人の保有する個別のインフラ資産等及び不動産等の取得簿価額の 100 分の 1 以上に相当する額を支出する資本的支出とする。

(クローズド・エンド型の投資信託の社内規則等)

第 4 条 規則第 28 条の 2 第 2 号に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 収益の分配と投資元本の払戻しの区分開示
- (2) 投資元本の払戻しの実施を決定するまでのプロセス
- (3) 投資元本の払戻しの実施の考え方
- (4) 投資元本の払戻しを実施するに際して配慮すべき事項（①長期修繕計画等の中長期的な資金需要等のキャッシュフローに影響を及ぼす事項②その他必要な事項）

(クローズド・エンド型の投資法人の社内規則等)

第 4 条の 2 規則第 43 条の 2 第 2 号に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 収益の分配と出資の払戻しの区分開示
- (2) 出資の払戻しの実施を決定するまでのプロセス
- (3) 出資の払戻しの実施の考え方
- (4) 出資の払戻しを実施するに際して配慮すべき事項（①長期修繕計画等の中長期的な資金需要等のキャッシュフローに影響を及ぼす事項②その他必要な事項）

附 則

この細則は、平成 27 年 月 日から実施する。